

第22回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年4月8日(木)午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第14号-5 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について
- (2) 報告第15号 始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について…………… 3 P
(前回提案された事項) (第21回資料)
- (3) 協議第52号 社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)…………… 別冊 2
- (4) 協議第53号 第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて
(協定項目25-25-①)…………… 別冊 3
- (5) 協議第54号 その他事業【企画関係事業】の取扱いについて
(協定項目25-27-②)…………… 別冊 4

5. 次回の協議事項について

(提案説明)

(第22回資料)

- (1) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9) …… 別冊 1
- (2) 協議第55号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)…………… 別冊 2
- (3) 協議第56号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)…………… 別冊 3
- (4) 協議第57号 第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて
(協定項目25-25-②)…………… 別冊 4

6. その他

- ・次回の会議日程等について

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	新村 俊委員
福島 英行委員	宮田 揮彦委員
前田 終止委員	上村 哲也委員
吉村 久則委員	榎木 ヒサエ委員
津田和 操委員	松山 典男委員
小原 健彦委員	石田 與一委員
西村 新一郎委員	永田 龍二委員
笹峯 護委員	徳永 麗子委員
東麻生原 勉委員	砂田 光則委員
池田 靖委員	松永 讓委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
徳田 和昭委員	狩集 玲子委員
常盤 信一委員	児玉 實光委員
木場 幸一委員	原田 統之介委員
黒木 更生委員	林 麗子委員
迫田 良信委員	
浦野 義仁委員	
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
脇元 敬委員	
湯前 則子委員	

会 議 欠 席 者

川東 清昭委員
西 勇一委員
諏訪 順子委員
森山 博文委員
大庭 勝委員
八木 幸夫委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**22**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして大庭委員、八木委員、森山委員、川東委員、諏訪委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**22**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会を開催いたします。平成**16**年度にとりましては第1回目ということになりますが、大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。会に先立ちまして3点ほど報告などを申し上げたいと思いますが、第1点目は、先の**21**回目の協議会におきましてこの始良中央地区の新しいまちづくり計画につきましてご協議、決定をいただいたところでございますが、県との調整を去る3月**31**日に終えまして、県の方からもその計画について承認をいただいたところでございます。今後、7月に、いわゆる合併の調印前に行います住民説明会、これに向けまして、合併までに調整するという事業等が残されておりましたが、その部分につきまして財政的な裏付け等も含めましてそれぞれの分科会と財政の分科会の方とで調整を進めていくということになります。それらを踏まえまして、今度は**17**年度の新たな予算への取り組みと**17**年度から**19**年度までの3か年間にわたる事業の実施計画、財政シミュレーション見直しも一部行うことになろうかと思いますが、そういった手続きを進めることになるということが第1点目でございます。それから、第2点目は、お手元に「市町村合併で何だろう」というパンフレットがあろうかと思いますが。市町村合併につきましては既に全戸数に合併の内容を記載した概要版を配布したところでございますが、小学生の高学年、4年生以上、中学生にもですね合併についての内容をよく理解していただくということでこういうキッズ情報という形で作成いたしました。これを今後ですね各市町の市町教育委員会を通じまして各学校に配布ということにいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それから、三つ目は、この4月1日付で合併事務局の中に規程を少し改めさせていただきまして電算班という組織体制を設置いたしました。後ほど職員等についてはご紹介をさせていただきますが、これは今回新しい情報機器を使ったその電算処理をしていくということで報告申し上げたところでございますが、それらを円滑に進めまして、いわゆる合併を予定いたしております来年の2月にはこれが円滑に作動するようにその電算の部分の調整あるいは事務事業の、電算部門の事業の調整、こういったものを担っていただくということで設置をしたものでございます。どうかよろしく願い申し上げます。本

日もたくさんの議題を協議していただくこととなりますけれども、またいつものように途中休憩も挟みながら実りの多い会議にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。諸般の報告の前に、今、ただいま申し上げましたけれども、職員の紹介をさせていただきます。事務局の方から職員の紹介をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、私の方から紹介をさせていただきます。今、鶴丸会長の方からありましたとおり、4月1日付で新しく電算班を設置をさせていただきました。紹介をいたします。電算班の班長といたしまして山口正樹でございます。国分市の方からでございます。

○始良中央地区合併協議会電算班班長（山口 昌樹）

山口正樹でございます。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

続きまして電算班の班員3名でございます。最初に東真弓でございます。隼人町からでございます。

○始良中央地区合併協議会電算班班員（東 真弓）

東真弓です。よろしくお願いたします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

続きまして二宮紀仁、溝辺町からでございます。

○始良中央地区合併協議会電算班班員（二宮 紀仁）

二宮紀仁です。よろしくお願いたします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

続きまして徳留要一、福山町からでございます。

○始良中央地区合併協議会電算班班員（徳留 要一）

福山町から徳留要一です。よろしくお願いたします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

以上4名で電算班がスタートいたしました。今後ともどうかよろしくお願いたします。以上で職員の紹介を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議次第3の諸般の報告に入ります。合併協議会の行事や事務局の動き

等につきまして説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第に続きまして2ページになります。ここに諸般の報告といたしまして各会議等の状況を整理してございますので、お開きをいただきます。3月25日の第21回の協議会に続きましてでございますけれども、先ほど会長のあいさつの中でもございましたが、前回の協議会で決定いただきました新市まちづくり計画の原案につきまして3月の26日付で県知事への正式協議の申請を提出いたしております。この件につきましてはこの表の方に整理をしてございませんので、追加をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、先ほどもありましたとおり、3月の31日付で正式に知事の方から協議が整った旨文書での回答があったところでございます。それから、3月の29日でございますけれども、県の方で事務局長等の会議に引き続きまして総務省の方から現状等についての説明がございました。これにつきましては自治行政局の行政体制整備室の山崎室長さんの講演が開かれたところでございます。これらにつきましては、各市町村長、それから議会の関係の方々、それから法定協議会の職員等についての対象とした説明会でございました。それから、ずうっと31日までお目通しを願いたいと思っております。それから、4月1日が今ご説明申し上げました協議会事務局の中に電算班を設置をさせていただきました。そして、4月の2日には第22回の幹事会を開きまして本日事前提案する協議項目等について幹事会での協議を行っております。それから、本日が第22回の協議会ということでございます。それから、今後の予定につきましては以下の方に整理してございますので、お目通しを願いたいと思っております。それから、重ねてで大変申し訳ございませんけれども、キッズ情報につきましては、先ほど会長の方からございましたとおり、昨日、それぞれの教育委員会を通じて学校の方へ配布をしていただくというようなことでお願いをいたしているところでございます。約1万部作成をいたしまして、9,700部程度を学校の方を通じてお配りし、それぞれ活用をお願いする旨ご依頼を申し上げたところでございます。それから、資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。今このページに続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。そこに参考資料ということで左上に整理してございますが、協議第49号でございます。町名・字名の取扱いについて前回ご協議、決定いただきました。その決定の状況について再度整理をして皆様方に今日資料としてお配りをしたというところでございます。以上が諸般の報告でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局より説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第14号ー5、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては議会議員の定数及び任期検討小委員会の原田委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

原田でございます。報告第14号ー5、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について、議会議員の定数及び任期検討小委員会の第15回会議を3月25日に開催いたしましたので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり、関連します12回、13回及び14回の分も併せて報告いたしたいと思っております。次の紙を開けていただきたいと思います、会議の開催日時につきましては右上に書いてあるとおりでございます。第12回の小委員会では、これまで出た意見を具体的に反映させるために次回、つまり13回及びその次の14回におきまして、13回では定数特例を適用した場合はどういうふうにかと。第14回では在任特例を適用した場合に絞って具体的な案を審議することを確認しました。13回小委員会では定数特例を適用した場合どうするかということでございますが、各地域の声を反映させる。つまり特に住民の人口の少ない所はどうしても数が少なくなるということで、構成市町に最低3名の議員が必要であるということで、定数は48名とすると。48名というのは、人口割でしました場合、横川町が1名になりますので、それを最低3名にするということで、それぞれ2名を均等割で増やすということですね。定数につきましてはまだ直接的に決めたわけではありませんが、定数特例の上限の34名に2名ずつ割り振った数で行うと。そして最初の設置選挙に限り小選挙区を設けるとということで48名というふうにしたわけでございます。ここで出されました意見は、下の方に書いてあるとおりでございますが、新市が誕生するのだから、選挙をすべきであるとか、住民のアンケート調査で53%の方々が即選挙を望んでおられると。あと四役も辞めるから、議員も改めて選挙をすべきだとか等々の議論が出された次第でございます。それから、次のページに移らせていただきますが、第14回におきましては在任特例を適用した場合どうするかということで、国分市がたまたま任期が1年4か月後に、合併後に現在の議員の方の任期が満了するということでございますが、直接的に国分市の任期に合わせるという、必ずしもそういう議論ではありませんでしたが、たまたま一致しますので、1年4か月在任特例を設けるということでございます。ここで出されました主な意見は、合併前のそれぞれの市町の議員において建設計画等の予算審議をしっかりと確認できる。それから、2番目は、これはつまり在任特例でなく、定数特例等を採用した場合には、人口の少ない、したがっ

て、代表者の少ない周辺部の意見が反映されず、寂れていく可能性がある。あるいは予算審議の時に、これまでの議員の方々がそういう予算に精通しているので、しやすいとかですね、あるいは1年4か月在任しますと、**16年度**の決算、**17年度**、そして**18年度**の当初予算まで立てることができる。それから、最後になりますが、9月議会でそれぞれの議会で決定をしていただくということもありますので、在任特例を活用すれば合併に対する議員の総意が得やすいなどの意見が出ました。それで**15回**の小委員会では、実は私も欠席しておりましたが、一応それぞれですねこれまでの議会の様子であるとか、そういう報告がなされたわけではありますが、とにかくこれまで**15回**小委員会を重ねておって大体議論は出尽くしておりますし、先ほど申し上げましたように、**13回**、**14回**では、定数特例を適用した場合やあるいは在任特例を適用した場合の中身まで一応決めておりますので、次回の**16回**、これは具体的には平成**16年**の4月**21日**に開催、**10時**から開催する予定でございますが、そこではもう最終的な結論を出したいと、つまり**13回**で決めました中身か、**14回**で決めました中身か、いずれかに決定したいということでございます。以上、報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、ただいまの原田委員長の報告に対しましてご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第**14号**ー5、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、報告第**15号**、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、説明させていただきます。本体資料の3ページになります。報告第**15号**、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正についてでございます。始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正したので、報告をするものでございます。平成**16年**4月8日提出、会長名でございます。この規程につきましては、先ほど紹介がありましたけれども、電算システム統合調整のために合併協議会事務局に電算班を4月1日から配置するために改正したものでございます。規程の第3条は組織及び事務分掌ということになっておりますこの第3条に「電算班」を追加いたしました。併せて別表1の中に電算班の事務分掌として基幹系電算システム統合調整に関する事、その他電算システム統合調整に関する事などおいたしております。なお、この規程につきましては、平成**16年**4月1日からの施行といたしております。以上、報告を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの事務局の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第**15**号、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正については終わらせていただきます。次に、議事の(3)、協議第**52**号、社会教育事業の取扱いについて（協定項目**25-22**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で教育専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門部会長（野村 定美）

第**21**回の資料でございます。協議第**52**号、社会教育事業の取扱いについて（協定項目**25-22**）でございます。社会教育事業の取扱いについて**14**項目によります調整について協議を求めるものでございます。この**14**項目につきましての調整内容につきましては、前回事前提案といたしまして詳細に説明を申し上げましたので、前回説明の補足として申し上げます。社会教育行政におきましては、社会教育の定義に基づきまして社会教育を進めるために施設の設置とその運営、そしてあらゆる機会、あらゆる場所を利用しての文化的教養を高め得る環境づくり、さらに学校教育との連携、家庭教育の向上に資する必要な配置をしなければなりません。このことが社会教育行政の責務でありますことから、1市6町によります現在の諸施設、そして社会教育事業、公民館事業、スポーツ活動につきましては、それぞれの地域の歴史や文化、そして伝統を最大限尊重した社会教育事業を進めることが肝要でありますことから、この**14**項目につきまして住民の知的文化と物的文化、そして地域文化をさらに高めていこうとすることからの調整内容といたしたところであります。また、調整内容につきましては、先般1市6町の教育長会議を開かせていただきました。その席でこの調整内容については協議いたしまして、本日ここに社会教育事業の取扱いとして提案をさせていただいているものでございます。以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようであれば、それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**52**号、社会教育事業の取扱いについて（協定項目**25-22**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議

第53号、第三セクター等関係事業の取扱いについて（協定項目25-25-①）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で公営企業等専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（後藤 辰美）

第三セクター等の関係事業でございますが、取扱いについて（協定項目25-25-①）でございますけれども、前回3月の25日、第21回協議会の際ご提案、ご説明申し上げましたとおりでございます。何ら補足説明はございません。ご審議よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。この件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、脇元委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（脇元 敬）

ちょっと質問なんですが、新市内にはほかに、第三セクターと呼ばれる会社というものはほかにないでしょうか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（後藤 辰美）

第三セクターに関しましては、市町が団体の資本金又は基本金の2分の1以上を出資している場合で、経営等に関わっているものを、携わっているものを第三セクターとして協議してまいりましたけれども、そういう部類はほかにございますけど、この要件に当てはまるものを私たちの所で協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

補足説明をさせていただきたいと思います。昨年のですね13回の協議会で提出をさせていただきましたけれども、財産の取扱いという所で第三セクターも引き継ぎます、新市に引き継ぎますということで出しております。例えば、株式会社南日本放送、そして南九州畜産興業、そして鹿児島頭脳センター、そして南九州ケーブルネットテレビ、そして、また、霧島温泉郷まちづくり株式会社、そして今日、経営権があります霧島神話の里公園株式会社等が第三セクターとしてはあるようでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（脇元 敬）

今出てきました牧園町にあります霧島温泉郷まちづくり株式会社というものがあるんですけれども、そちらは、今、牧園町が調査費という形で出していただきまして現在調査中だと聞いているんですが、その調査の結果いかんではですねこの会社がですね後々第三セクターというものの条件を満たすことがあれば、新市としてそれにまた引き継いでいただけるのかどうかというのはどうなんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（後藤 辰美）

先ほど申し上げましたとおり、資本金、基本金の2分の1以上の出資と増資の形でそうなりまして、経営権が出てきたとすれば、当然私たちの部会で協議、調整しながら、協議会の方にお諮りするという結果になると思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

7ページの方に年度別の損益実績表が示されているわけですが、**15年度**の損益実績はまだ出ていないのか。あるいは今後のですね運営の見通しはどうであるのか。そこらあたりをちょっとお伺いいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副会長（後藤 辰美）

15年度につきましては今調整中ございまして、次期開かれる取締役会に上程されるというふうに思っております。それから、今後の構想でございますけれども、今、まちづくりの会社の方でも委託事業で将来構想ということとされているというふうにお聞きしたんですけれども、私たちも今ここに出来上がったばかりでございますが、神話の里構想策定計画というのをつくり上げましたので、これにのっとりましてまた健全な経営に取り組んでみたいというふうに思っております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

よろしいですか。もう1点お伺いいたしたいと思うんですけれども、9年度までの経常利益あるいは**12年度**の経常利益がマイナスに転じているわけですが、その後において**13年度**からプラスに転じているわけですが、途中で何らかの手だてがなされてこういった経常収支がなされているのかどうかお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副会長（後藤 辰美）

ご覧いただくとお分かりかと思っておりますけれども、すべて、この前ご説明申し上げましたとおり、町の出向職員はおりません。その中で、神話の里公園自体でやっているわけでございますけれども、人員も正職員をかなり我慢していただいて、その結果、そういう黒字といいますか、途中で転じたというふうになったと思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、吉村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

黒字の転換というのは努力の結果でございますので、お知らせしておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ございませんでしょうか、ほかに。

[「なし」と言う声あり]

ほかはないようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたします。本件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第53号、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて（協定項目25-25-①）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目25-27-②）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で企画専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、前回資料の21回協議会ですが、別冊4をお開きをいただきたいと思えます。協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて、協定項目が25-27-②であります。本件につきましては前回3月25日に事前提案をさせていただきました。その後調整案について変更はありませんが、本日一部差し替えをお願いしております。調整項目の3の辺地計画についてでございます。ページが6ページ、7ページというのを1枚紙でございます。ご覧をいただきたいと思えます。左側の方に第21回資料別冊4差し替え分というのが左隅上の方にある資料でございます。まず、6ページの方をご覧いただきたいと思えます。国分市の所でございますが、下側の方に辺地地域の「③黒石・本戸辺地」が新たに計画を策定されまして、先月の3月議会に提案をされまして、議会の議決をいただいたということで追加をお願いしたいと思います。これで国分市は計画数が1箇所から2箇所になります。それから、7ページをご覧いただきたいと思えます。福山町の所でございます。前回の資料では該当なしということで空欄になっておりましたが、福沢辺地という地域が以前計画をされまして事業もされた経緯がございます。辺地地域としては現在も残っているということで追加をお願いをいたしたいと思えます。なお、事業実施はされておられません。それでは、前回資料の1ページの方をご覧いただきたいと思えます。ただいまの福山町の辺地計画が追加になりましたので、1ページの所の事業実施市町という所の欄の○が付けてある欄がありますが、ここの所の3番の辺地計画、福山町の所に○印をお願いをしたいと思います。以上が追加の変更でございます。ご協議の方をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思えます。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

8 ページ、9 ページ、開発公社関係についてお尋ねをしておきたいと思います。国分市を除く他の町は鹿児島県土地開発公社何々支社ということで設置されているわけですが、それぞれですね、資本金と申しますか、負担金を出しているんですけども、国分市の土地開発公社は単独でされていると思うんですけども、その資本金と申しますか、そういったのはどのぐらいになっているんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

国分市の場合は市で単独で持ってらっしゃいますけれども、**50万円**と聞いております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

開発公社関係についてですね資料が非常に少ないと思うんですね。俗に言うマスキコミ等では「塩漬け用地」というふうに表現してはありますが、そういった土地がそれぞれですね関係市町にどの程度存在するものなのかというのは、事務局は資料として持っていらっしゃいますか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

開発公社の取扱いについてはですね、今日事前提案ということで協議第**57**号で専門部長の方から説明をさせていただきますので、その時よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

分かりました。ごめんなさい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。はい、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、委員の皆様方にお諮りをいたします。本件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第**54**号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-②**）は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第第**5**の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明させていただきます。協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、協議第**5**の(1)、協議第**38**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目**9**）を議題といたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

皆さんこんにちは。農林水産部会の山下です。よろしくお願ひします。農林水産

関係事業につきましては、これまで林業、水産業、耕地、農業についてご承認いただきましたので、本日は農業委員会について事前提案を行いたいと思います。なお、本日は農業委員分科会の西山分科会長も同席しておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。それでは、別冊1をご準備ください。協議第**38**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）でございます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、新市に一つの農業委員会を置く。2、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成**17**年7月**19**日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。3、在任特例後行われる選挙については、選挙による委員の定数を**40**人とし、旧市町単位で選挙区を設定する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。平成**16**年4月**21**日提出、会長名でございます、ということで4月**21**日に協議いただくものを本日は事前提案するものであります。本件につきましては、事務局長会6回、会長、会長代理会3回の協議が行われ、3項目の調整案が決定いたしました。その中で項目1の農業委員会の数につきましては、当初ほとんどの市町から区域の面積が広い。農業委員会の業務の特殊性などの理由により二つの農業委員会が必要であるという意見が出されました。その後、合併の趣旨等を考慮し、一つの農業委員会でのよいのではというような意見もあり、最後まで難航しましたが、二つの、失礼しました、一つの委員会、二つの委員会のメリット、デメリット等を検討した結果、最終的に二つの農業委員会を置く調整案に決定しました。専門部会においても農業委員会の数につきましては特に慎重に協議をいたしましたが、会長、会長代理会の決定事項を尊重するというので、当日配付資料の2ページにありますように、4項目を掲げ幹事会に提案いたしました。幹事会当日は多数の幹事の皆様から一つの農業委員会の設置が望ましいのではないかとの意見があり、結論に至らず、継続協議となりました。その後3回の幹事会で協議をいただきましたが、いずれも結論に至らず、最終的に4月2日の幹事会で一つの農業委員会を置くということに決定いたしました。なお、項目1につきましては、一つの農業委員会を置くとの結論に至るまでいろいろと議論されましたので、その経過を資料に基づきましてご説明申し上げます。それでは、参考資料の3ページをお開きください。先ほど申し上げましたように、1月8日の第**16**回幹事会に専門部会の調整案として二つの農業委員会を置くとして提案しました。しかし、一つの農業委員会の設置が望ましいのではないかとの多数の意見があり、幹事会預りの継続協議となり、1市6町のそれぞれの市町において首長さんあるいは助役さん方と農業委員会の会長、会長代理が協議していただくことになりました。1月**13**日から1月**26**日にかけてそれぞれの市町において首長さん、助役方と農業委員会の会長、会長代理方との協議が行われました。また、各市町の農業委員会におきましては1月の総会で再度協議が行われ、

多数の農業委員会で一つでよいとの結論が得られましたが、二つがよいとの結論が出たということも聞いております。2月16日に3回目の農業委員会の会長、会長代理の会議が開催されまして、一つがよい、二つがよいとの議論が交わされましたが、本日配付の資料の3ページにありますように、それぞれ意見が出ております。まず、二つがよいという意見の主なものを紹介いたしますと、1市6町は広い。きめ細やかな活動ができないのではないか。上場地区、下場地区に分けて二つの農業委員会がふさわしい。行政のメリットはあるが、農業委員会のメリットはない。広い地域の農業に対しては二つがよい。合併の趣旨は理解できるが、農業委員会の特殊性、土地、農家を知らないと動けない。農家の相談等を考慮した場合、地域が広くなり、委員の目が届かなくなる。当初二つでやってみて、いけると判断できれば、3年後にまとめる。高齢化で農家が減る。優良農地が荒廃しないように対策をしているが、委員が少なくなるとだれがカバーするのかというような意見が出ております。一方、一つがよいという意見の主なものは、広くなるが、選挙区を決めて一つの委員会がスムーズに行く。耕地面積も7千haを切っている。40人ぐらいの農業委員会が頑張ればできる。二つでは意見がまとまらないのでは。耕地面積、農家数の減少や合併の効果を考えたら一つでないといけない。農業委員会は一つが望ましい。特殊性については、選挙区設置により各地区より委員が出るため、理由にならない。何年か前から面積が7千haを下回っている。実際の面積はまだ下回っているなどでありました。以上のような二つがよい。一つでよいとのそれぞれの意見でありましたが、二つの農業委員会を設置する方向で幹事会で協議していただき、最高の決定機関である協議会で協議してもらいたいという強い要望がありました。2月19日、第19回の幹事会が行われましたが、ここでも一つの農業委員会がよいという幹事会の意見が大勢を占めました。会長、会長代理会で出た意見に対する対策や一つの場合の調整議案の作成、一つ置く理由の調整等のため、また、次回の幹事会に持ち越すことに決定いたしました。3月5日、第20回の幹事会が行われましたけど、ここでも結論が出ませんでした。3月18日に第21回の幹事会が行われましたけど、ここでも結論が出ませんでした。最後に4月2日、第22回の幹事会で本日配られました資料の1ページのような行政機関の一体性、農業委員会運営の環境等の理由から一つの農業委員会を置くことに決定いたしました。それでは、次に、項目2について説明をさせていただきます。選挙による委員の在任特例についてであります。参考資料の4ページをご覧ください。市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定によりますと、市町村合併の際、選挙による農業委員会の委員であった者は、協議により10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り合併後1年以内の期間引き続き合併後の新市の委員として在任できるようになっております。現在の1市6町の選挙による委員は、合併後の委員の任期であります平成17年7月19日まで現在の委員さん方73名全員が在任することにしてお

ります。次に、項目3であります。在任特例後行われる選挙の委員定数、選挙区等についてであります。農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定によりますと、区域内の農地面積が5千haを超えかつ基準農業者が6千を超える農業委員会は**40人**以下の委員定数を定めることができるようになっております。また、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び3項によりますと、市町村長は、特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い条例で2以上の選挙区を設けることができるようになっております。参考資料の2ページ、農地面積、基準農業者数の計の欄でございますように、1市6町の耕地面積は**6,683**haで、基準農家数は**6,791**で、いずれも要件を満たしております。そのため上限であります**40人**の委員定数としております。また、農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定によりますと、区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、分けて設けられるすべての選挙区の農地面積が**500**ha以上又は基準農業者数が**600**以上でなければなりません。参考資料2ページの選挙区設定の可否の欄にありますように、1市6町すべての市町においてその要件を満たしております。選挙区の設定が可能となっておりますので、旧市町単位で選挙区を設定するとしております。なお、各選挙区の委員の定数は、新市において調整するとしておりますが、予想の定数は別紙、失礼しました、資料3ページに掲げてございます。以上で事前提案の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議お願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。まず、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

先ほどちょっと農業委員の方から伺ったんで、余り勉強してなくて申し訳ありませんが、**40名**のこの原案でいきますと二つの部会ができて、農地関係と農業振興関係と二つできるというようなお話を承ったんですが、その辺を少しご説明いただければと思います。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ただいま質問のありました件につきましては、**20名**以上の定数におきましては農地部会の設置が必要になっております。しかし、ただいま開かれております今国会にその改正案が出ておまして、現在審議中でございますが、**20名**以上の農地部会の設置が廃止になるということで聞いております。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

国の法律でそういうふうになるとしてもですね、**40名**のこの原案がですね今度出発をいたしますとそういう区分がなくなると解釈してよろしいのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ただいまの**40人以上**の場合はなくなるのかということですが、法が施行された場合はなくなるのかということですが、聞くところによりますと、国会で通過しているということですので、そしてその施行日が6か月経過した日から発せられるということですので、そういう6か月過ぎますとその規定が、必置が、必置規定が任意になるということですので。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

ちょっとよく分からないんですが、もうちょっと答弁を簡便にして分かりやすくしてください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会を二つ置かなければならないという必置の規定から、今、法案の関係で置かなくなってもいいのかということを含めて説明。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

現在の法律によりますと置かなければならないという義務になっておりますが、今国会を通過しておりますので、必要でなくなるということですので。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

よろしいですか。くどいようですが、ここに書いてありますように、各地域から**40名**の方が選出されて、その方たちが農地関係も、農業振興関係もすべて区別なくなさるというふうに解釈してよろしいわけですね。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ただいまおっしゃったそのとおりでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

確認をしたいんですが、経過についてですけれどもね、この参考、当日配付をいただきました幹事会協議内容、この文章についてですけれども、「農業委員会の独立性を考慮してということでそのまま協議会へ挙げるとの意見もあったが、下記の観点から幹事会としては一つを置くことで集約がなされた。」というふうに表現をされているわけですが、私が聞き間違ったかもしれませんが、農業委員会との合意はできているわけですね。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

農業委員会との合意はできているかということですが、当初は二つでいくというような決定がなされまして、私ども1月8日の幹事会に上げて、4月の2日の幹事会までいろいろと協議を、幹事会の方で協議をしていただいたわけですが、一つになっておりますけど、2～3の農業委員会におきまして「まだ二つがいい。」とおっしゃる所も現実としてございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

その十分な協議というのはされなかったんですかね。その経過というのはどうもよく分かんないんですけれども、農業委員会というのは一つの法律、農業委員会等に関する法律ということで、先ほどもありましたように、経過の中でも説明されましたように、その第3条2項において二つの、同一行政区域内において二つの農業委員会を設ける、設けることができるというふうに規定もされているわけですね。ですから、幹事会でその合併のですね効果とかいうあたり検討されたんだと思うんですよね。この第2、(4)の中に「二つ置くと事務局経費が**5,800**万円余計にかかる。」というふうに表現されているんですけれども、こういったあたり、それから、この面積のことなんかも考慮されての本日のこの事前提案だと思うんですけれども、そこあたりの農業委員会とのですね今後やっぱり、農業というのは非常に重要な基幹産業ですよ、我が国の。農地の流動化とかですね本当に手足となって働いていただく農業委員、そういう方々のですね協力をいただく上では私はもっと十分な協議を重ねるべきだ。何かこう、何で今日、次回ですねその結論を出さなければならないのか。そこあたりが私よく分かんないんですけれども、ご答弁いただけますか。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

本日事前提案になっておりますので、皆さん方の方で十分協議いただいて、4月の**21**日に結論を出していただければよろしいわけですので、その辺をご了解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

議長よろしいですか。私ここでの協議を言っているんじゃないですよ。その農業委員会との協議をどの程度十分にしたかということについて聞いているんですよ。いいかげんなことをやっていると、やはり今後、農業政策というのはそんな軽々しいもんじゃないですよ。例えば、鳥インフルエンザ、BSE、一つ事起ればですね国民生活に重大な影響を及ぼすんですよ。そういう観点から考えますと軽々しく扱ってほしくない項目なんですね。そこあたりは関係市町の農業委員会と十分協議する必要があるんじゃないですか。どうですか。見切り発車するそういう何か雰囲気を感じますけどね。**21**日に結論を出す必要があるんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長の方から先ほどずっと経過を述べられましたけれども、その辺を補足されまして、今回提案するまでに至った経過、先ほど、その辺を含めまして、今おっしゃるのは農業委員会との調整、これは恐らくその辺も踏まえてのことだろうと思いますので、その辺も併せておっしゃっていただいたらどうでしょうか。（「ちょっと、議長」と言う声あり）、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

今のことに関連いたしまして、実は私も本日農業委員会の会長よりこの話を伺いました。この話し合いの中は幹事会と農業委員会は調整ついていないということでございました。調整されていない段階で私は事前提案すべきじゃないと。ここは十分に協議すべきであるというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

この資料の中です。ね本日出されました農業委員会の定数及び任期に関する取扱いのですね当日配付の資料の中の第3の会長会の話がここに明記をされておりますけれども、「やはり合併の趣旨は理解できるけれども、農業委員会の特殊性や土地、農家を知らないとな動けない。」というふうな大きな問題が書いてあるわけでございますので、やはり先ほどから出ておりますとおり、もっと熟慮されて提案をされる方がいいんじゃないかなということ、調整をされてですね、そういう具合には私は思います。やはり事務局と会長、農業委員の会長会等がこううまくかみ合っていないような感じがいたしますね。ですから、やはり先行き農家もですね農業の非常にこう問題が広く横たわっておるやに思いますので、特に広がりますと、その上にはありますが、その経費は非常にかかるかもしれませんけれども、やはりそれだけの経費をかけても広く農家を守る姿勢というのは、やはりこの合併の枠組みはできましても、やはりこう目の届くですねそういう配慮というのは大事じゃないかなということを私思うところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

中身につきましては次回の、提案がされておりますので、議論して進めたいと、次回の会議で進めたいと思っておりますが、一つ整理をしておかなければならないのは、事前に十分に調整がされていないので、事前提案するのはおかしいんじゃないかということに対して明確な整理をしておいていただいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、事務局の方でお願いいたします。いや、部会長、部会の方で上げていただき、いろいろと経過をされまして、今のような議論があつて、この協議会に上げておられるんですが、その辺の委員会でおっしゃる調整はなくても、協議会の中で議論していただきたいとかということも含めて説明されないと、少し誤解されるんじゃないでしょうか。経過と提案、かなりの議論をされて上げられたらと思う。そのことを言っていた方がよろしいんじゃないでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

本件につきましては、先ほど申し上げましたように、当初事務局長会で勉強会ということで立ち上げて、年内にその会長さん、会長代理さんの会を2回ほど開催しております。11月の19日の2回目の会長さん、会長代理さんの会で決をとられまして、二つでいいという方と一つでよいという方に意見が分かれておりました。そういうことで二つにした方がいいということ、農業委員会が多くて、専門部会、分科会として

は専門部に上げて、私どもまた専門部といたしましては幹事会の方に二つの、先ほど四つの項目を申し上げ、見ていただきましたが、そういうことで上げたんですが、現実といたしまして農業委員会の会長さん方の会におきましても一つがよいという所がある。二つがよいという所があるということで、現実として統一が図られておりません。そういうことで幹事会でもいろいろと協議をしていただきましたが、先ほど申しました、当日配付の資料にありますように、いろんなことを考えますと一つの方がいいんじゃないかという幹事会の決定に至った次第であります。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

よろしいですか。お尋ねしたいんですけれども、その幹事会のですね結論を優先するというその方針を選択されたということはどういう理由からですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長、今の視点を、つまり皆さん方のこの今日の資料の中に「農業委員会の独立を考慮してそのまま協議会へ上げるとの意見もあったが、下記の理由から」ということで、農業委員会もそうなんだけれども、幹事会の方の決定を上げるということはどういうことかということですので、どこが最高議決機関かということと併せましてこの協議会最初のスタートの時点の説明をいただくとお分かりいただけるんじゃないかと思います。そこ辺をちょっと説明してみてもいいかなと思います。今言われるのは、農業委員会があるのにもかかわらず、幹事会の意見を整理して上げられたのは、その根拠は何かということだろうと思いますので。事務局長。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

協議の内容につきましてはまた部会長の方で御説明することになると思いますが、いわゆる幹事会でどういう形でもってこの協議会につないだかということでございますけれども、まず最初にこの協議会を運営するにあたりましては、協議会規約があるわけでございます、その中に幹事会の位置付けがしてあるところでございます。幹事会の役割につきましては、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため協議会に幹事会を置くということで幹事会の位置付けがされております。また、「幹事会の組織及び運営に関しまして必要な事項は、会長が別に定める。」ということになっておりまして、幹事会の規程に基づきます幹事会の所掌事務といたしましては始良中央地区合併協議会への提案事項に関するということということで、この幹事会が協議会へ提案するための整理をいたした上で協議会へ提案するということになっております。分科会、部会、それから幹事会で協議されたことにつきましては部会長の方から今説明あったとおりでございますが、協議会へのつなぎ方といたし、提案につきましてはそのような位置付けになっているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、藤田事務局長がですね説明されたのは、事務方としてはですねそういう説明で

あろうというふうに思うんですけども、この農業委員会の、私も農業委員をかつてですね議会選出の委員として3年ほどさせていただきましたけれども、この場にですね農業委員会全体としての取りまとめができない段階で提案されたということはですね、私、誠に失礼ですけども、百姓している私は、農業とか、農業委員会の在り方とか、農業委員会の果たすべき役割とかいうのはそれなりに勉強させていただいてきたわけですけども、まるで農業と関わりのない方もですね本協議会の委員としてご出席されていると思うんですね。それぞれ委員の方々は農業に対する思いはお持ちだろうと思いますけれども、結論を、一つの集約できないものをですねこの協議会の場にこうやって提案されますと、結果的にそういったばらばらなものを提案されて、いたずらにこの場を混乱させるだけのものというふうに私思うんですね。ですから、なぜですね事務方が、その農業委員会の会長なり、代理なり、関係者のですね意見の一致をみるような努力をもっとできなかったのかですね。私はそこらはどうも不十分な、不熱心さというのを感じるんですけども、どうなんですかね。こういう場に一致できないものを提案されて、結局この場の責任として決定がされるということ、それは果たして私、この場の委員としてそれでよろしいのでしょうかね、皆さん。（「私も同感です。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

今いろいろお話もあるようですが、今までの経過はそれぞれ皆さん聞いておられると思うんですね。農業委員会での話、ほとんど議会の皆さんは知っておられると思いますが、今おっしゃったように、意見はいろいろとあると思います。そして、また、それぞれの立場もあると思いますが、このままそんなら委員会の方で審議をされて、もし結論が出なければどうなるんでしょうかね。何回もやられて結論は出るはずなんだけど、一向に出ないというのがどういうことなんんでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

ちょっと直前にですね説明を受けてこの会に臨ませていただきました。やはり農業委員会の声が幹事会の中で生かされていないと。そしてこの法定協議会に事前提案されると。ここらあたりが一番この意見の疎通を図れていない。だから、ある意味では、総意に至らなくても、事前提案されることを承認を農業委員会の方々がされとって、そしてこの場に事前提案なさっておるんだったら私は理解できます。ただそこが確認されていない段階でやはりこの事前提案がこの場に上程されるということをですねいかなものかと、進め方を。ですから、ここについては何回も協議なさって、非常に取りまとめが難しいところはあるんでしょうけれども、しっかりとこのプロセスを、このやり方をですね説明し、理解をしていただいた後に私は事前提案すべきであろうというふうに思うわけでございます。そこらあたりがですねこの幹事会の方々はよく理解した上でここへ事前提案なさったのかどうか。そこん点を確認を私の方はさせてい

ただきたいと思います。いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

先ほどお話いたしましたように、幹事会では5回ほどいろいろと協議いただきましたが、最終的に結論を言いますと、農業委員会の方には確認して、本日一つで上げますよということを確認してはおりません。はい。おりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大丈夫なの、その答弁。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

さっから聞いとるとちょっと腹立つんですよ。未消化のままですよ、消化不良のまま。我々はですね幹事会というのは非常に尊重しているんです。ところが、先ほどの西村議長がおっしゃったようにですね、皆さんいろいろおっしゃっていますけど、消化不良のまま出してですよ、我々はこれを本当、「新市に一つの農業委員会を置く。」と、これを審議せよと提案されたわけです。ところが、今話を聞いてみまして、全然そのコンセンサスを中途半端ですよ、消化不良のまま出してですよ投げ出すということは、これは無責任ですよ。だから、もう少しですね専門部会長はですねきちっと、先ほどから議論で出ているようにですね、きちっとしたものをこちらへ出してからせんことには、これは次の協議会では一つの農業委員会否決されるかもしれないですよ。その辺をきちっとしていただきたいと思いますが、そうせんなですね、ガチャガチャガチャガチャやっても、農業委員会の皆さんの意思と幹事会の意思は全然違うということ、お互いギャーギャー言いながら審議しなきゃならん。こんな馬鹿なことはないんですよ。だから、私としてはですね差し戻ししてもう一遍きちっとした審議をしてほしいと思います。それから上げてくださればですね、我々も分かるしですね、経過だって曖昧な経過説明で終わっているわけです。だから、そういうあやふやな説明じゃ我々は納得できないですよ。今日は提案事項だけだから、言うつもりはありませんけど、協議事項にそれは持っていきようがないわけなんです、そういう説明ではですね。だから、私としてはもう一遍、この問題にしてはもう一遍きちっとしたものを上げていただきたい。このように私は希望します。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少し整理をしておきたいと思うんです。今のお話を聞くと、その事前にすべて全会一致で調整されたものでない限りはこの場に持ってこれないという議論になってくるような気がいたしますけれども、今、幹事会の方でも何回も議論をしながら、そのポイントは、論点はここですという形で、これ以上の調整というのは、幹事会としての意見は固まりましたと、幹事会は固まりましたと。その部分についてはこの協議会の場で審議をしていただきたいという形で今日の部分は出されているだろうと思うんです。その辺の取扱いをですね、事前の段階ですべて調整がつかないものはこれに上げ

ないということになりますと、特定の所が絶対ノーだと、こういう話になった時には、協議、議論する場が出てこないのではないかという懸念もあるのではないかと思います。恐らくそういった視点で今回は上げられたらというふうに思っておりますが、その辺の部分についてですね少し交通整理をしてかからないと、いたずらに戻しても、反対をずうっとしておきさえすれば協議ができないんじゃないかと、こういうことになってもこの合併協議会の運営というのは十分に進めることができないのではないかという懸念もあると思います。したがって、はい、その辺も含めましてお話を伺いたいと。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私が言うのはですね、一本に絞れと言うんじゃないですよ。だけど、両論併記なら両論併記、これだけ選択肢は二つあるんだけど、どちらにしてくださいますかと、いただけらるかどうか。幹事会でも、農業委員会でも決まらなかったと。だから、全体のこれは最高決議機関ですから、ここに整理した上で出していただけるならいいですよ。ただこれにはですね「新市に一つ農業委員会を置く。」、これだけしか書いてない。だから、これは提案にならんとするんですよ、そういう内容においてはですよ。だから、併記なら併記ですよ、両論併記できちっと結論はこれだけ二つのうちが出ましたとやってほしいわけなんです。その点をですよ。ただこれだけ見れば、ああ、うまいことまとまったなと私は思ってたんです。話を聞けば、まとまってない。消化不良のまま出してですよ、こんな一つで審議してくださいと、これは無責任ですよ。だから、両論があるのであれば、きちっとした両論を出してほしい。その上で審議するのが筋じゃないかと思うんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今、浦野委員の部分は分かりました。今おっしゃっている部分については、恐らく、両方併記と書かない代わりに、当日配付されているこの資料がその、そこをちょっと説明、その両論併記の部分について補足する意味でこういう意見がありましたよということを書いておられるんだけど、浦野委員はそういう場合には両論併記で上げて、この場で議論していただければいいんじゃないでしょうかというご指摘ですね。（「はい」という声あり）、はい、西村委員は。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

私もですねあくまでも、この農業委員会の一致をみてからこの幹事会あるいは法定協に上げなさいと、こういうことは言っていません。ただ農業委員会の方々が幹事会の方々が決定をしたことをよく承知されないと、この最終の法定協議会に上程をされると、この問題は、この手法はおかしいんじゃないですかと、その整理を、先ほど答弁なさいましたけど、「農業委員会の方々はご存じですか。」と言いましたら、知っておられませんと。知らない所でこの法定協議会に私は事前提案されるべきじゃな

いと、こう申し上げているわけです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

西村委員の論点は分かりました。上げるならば、事前に、賛同が得られる、得られないは別にして、こういうのを上げますということを事前につなぐべきではないのかというご質問のようでございますが、この点についてはどうだったんですか。はい。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ただいまのことについてですが、順番が後になりますけど、**16日**の日に農業委員会の会長さん、会長代理さんの会がありまして、そこでこの件を話す予定にしております。ちょっと順番が後になりましたけど、日程の都合でそういうことになりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

分かりました。それでは、今お話がございましたが、事前にはそれぞれの所ではこういうのを上げますよということは言ってなくて、**16日**に上げる予定ですか。私は当然、私も、こう上げるわけですけれども、その話は指示をしたんです。上げる時には農業委員の方にはつないどってくださいよというふうにしたんですが、つないでなかったということですか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

ただいまの件につきましては、4月2日の日に幹事会がございまして、月曜日の日に各市町には、メールで事務局長の方には通知はいたしております。そして、そのメールの中身といたしましては、**16日**に会長さん、会長代理さん方に農業委員会に関する、農業委員会の定数等に関することが合併協議会の方の俎上に上がりましたということ伝えてあります。そして、幹事会の決定といたしましては一つで上がりますよということをメールで、LG-WANメールで通知はいたしております。会長さん方の方にはそれから局長さんを通じまして通知が行くと思います。以上であります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がございましたように、一応事務局としてはメールで、それが伝わっていない所があったということですね。そういう理解になりますね。伝わっていない所があったと。先ほど、今、西村委員がおっしゃった話は、そういうことを十分につないでから、賛同が得られる、得られないは別にして、つないでからやるべきではないのかということでした。今お聞きをしますと、つなぎ方が、つないであるんだけど、届いていなかった所があったということのようでございますので、**16日**はまたその件についてはこの内容をご説明されるということであれば、先ほどお話がございましたように、一応事前におつなぎをして提案するという形で、この部分についてはちょっと時点があったようございますけれども、取扱いといたしましては、今日提案をしていただいた内容を事前提案ということで、議会、協議会の方、会長会についてもその旨はもう一応つないであるんだけど、正式な形で報告をするという事務局の

考えのようでございますが、そういう考え方の取扱いでよろしゅうございますでしょうか、こう事前提案という形にさせていただいて。ほかに何か意見がありますか。今、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

ただいまのですね答弁でよく趣旨は分かりました。**16日**ですねきっちりとその農業委員会の方々と協議をしていただき、そして本日のこの提案が**21日**の段階でこのままいいよということでありましたら、これについてこの協議会で協議をすると。しかし、そこらあたりがですねもう一つ選択肢が出てくるのであれば、それをまた変更して当時ですね差し替えでもさせていただいて、**21日**この審議をすると、こういう確認でよろしいんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、西村委員からの。はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

先ほどからですね両論併記で出してもらった方がよかったんじゃないかという、こういう状態であればというお話もありましたけれども、やはり事務局としてはですね両論併記で出すのは不親切だと。そして、今までいろいろ協議がなされてきたけれども、なかなか、二つ作るべきだ。一つでいいという意見が分かれて、なかなかまとまりにくい。こうであればもう協議会の皆さん方にご判断いただこうということを出す。しかし、両論併記ではやっぱりこれはまずいということで、幹事会でもんでもらった結果、一つに絞って出したと、こういうことだろうと思うんですが、この内容を見てみますとですね、1月**26日**出す案でも違っている所は事務局を二つ置くということだけなんですね。二つ置く。一つに**20名**ずつということであれば、委員の数は変わらないということですから、やはり事務局を二つ置くことが是か非か、このことをやはりよく理解していただくように本提案まで詰めていただくことをしましてですね、やっぱり私はこの、稲垣委員さんからも話がありましたように、二つ置けば**5,800万**もやっぱり余計事務局経費が要するということはやっぱり重く受け止められないかん面もあろうなあ。ここをやっぱり農業委員の皆さん方にもよく理解いただかないかんのではないかなあ。やはりこれからの時代やはり税収はどんどん減っていくわけですから、本当に二つ置かなければいけない理由というものをそいじゃあ農業委員の方々も明確に示してもらわなければ、委員の皆さん方も理解していただけないだろう。やはり一つの市をつくるわけですから、農業委員会が法律では二つつくることのできるようになっておるけれども、やはり広い大きな霧島市ができますが、しかし、行政体は一本でいくということになっておりますし、また、総合支所方式ですしね、事務局を本当に二つ置かなければいけない理由をですねもっとやっぱり農業委員会の方でも説得力のある話し合いにさせていただかなければいけないのではないかな。

こんなふうに思います。農業委員はですね二つ置くことによって委員が増えて農業者の意見が十分反映できますよということではないわけですから、農業委員は**20名**ずつ、総勢では**40名**、変わらないという案で一応は了承されておるわけですから、事務局を二つ置かなければいけないということが焦点に今なっておるわけですが、理想的には一つでいくべきだと。しかし、二つ置かなければいけない理由というものが本当にどれだけ重みがある、説得力がある案を農業委員会の二つ置かなければいけないという方々がお持ちなのかどうかですね。これはやっぱり次の会になりましても大変大事なことだろうというふうに思いますよ。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、町長ですねお話聞いてて、私ふと思ったんですけども、事務局経費**5,800万**ですね余計にかかるわけですけども、私素人ですので、分かんないんですが、その、例えば、選挙管理委員会と監査事務局というのは兼務してますよね、どこも。農業委員会も、一つの独立した行政機関ですけども、そういった工夫というか、知恵を働かすことはできないのかですね。職員を兼務させることというそういったことなんというのはいけないのか。いろんな工夫と言いますかね、努力を重ねた上でそういったのは今後の行政のですねあらゆる分野にそれは生かしていかなきゃいけないことですので、ただその算盤上ですねこっだけ人を置けばこっだけ経費がかかるんだというそういう単純な発想じゃなくて、頭を使ってですねこういう経費を減らしていく。現実に農業の重大性というのは、それは有村町長よくご存じですよ。農業地域ですので、その重要性というのはもう篤とお分かりでしょうから、農業に、農業委員のこの専門の方々がそれだけおっしゃっているんだしたら、それなりにやはり私は意味もあるんだろうというふうに思うんですね。そうするとじゃあ事務局体制をどうするのか。そういう人員を減らす工夫、**5,800万**と言うけども、1円もかからん工夫だってあるんじゃないのかと私思うんですよ。それが創意工夫だと思うんですね。ですから、そういったことをしながらこういったのを生かしていくということが重要ではないのかなというふうに思いますので、是非そういった点についてもですね検討してほしいというふうに思うんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

一言だけ、参考になるかどうかわかりませんが、先ほど有村町長さんの方からご意見がありましたように、私もなぜ一つ、いや、二つその農業委員会を置かなければならない。その理由というのがですね、やっぱり、私も以前農業委員会の事務局に5年おりましたので、事務局長を5年やっておりましたので、大体農業委員会の内容というのは一応分かっているわけです。そのような一応ことから考えますと、二つのその農業委員会がなぜ必要かということですね私は十分農業委員会の方々のですね議論というものを踏まえて私は検討すべきだと。私はそれよりかですね、今、

定数を40名というふうに掲げておりますので、私は農業振興をやる上においてはですね、やはり、今現在1市6町の枠組みを見てみますと上場と下場の地域性というのがあるわけです。そのようなことから考えますと、私は、上場の方は下場の農業振興をどうやるべきか。あるいは下場の方は上場のですね農業振興をどうやるべきかということですね、私は農業委員会の主管というのが、ただ農地法を適用してそれをやるだけの問題じゃなくして、私は農業振興も大事だと思っているわけです。そのようなことから考えると、私はですねその1市6町のその広い枠の中で私は今後の農業振興を考える上からすると、私は一つの農業委員会ですね十分そこらあたりを論議されて私は全体的な農業振興を図っていただくのが私はベターだと思っておりますので、ご意見として申し述べさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかにございませんでしょうか。少し整理をしたいと思います。ほかに関係することについて。

〔「なし」と言う声あり〕

一応提案をされました。議論は次の段階でされるかと思えます。つなぎについても、先ほど西村委員からもございましたように、その件については十分につなぎをしていただいて、その辺で出された意見も整理して出すものがありましたら、次の段階でまた出していただいて議論していただくという取扱いをするということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのような取扱いをさせていただきたいと思えます。ここでしばらく休憩をさせていただきたいと思えます。おおむね13分ぐらいでしょうか。

「休憩 午後 3時08分」

「再開 午後 3時18分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

次に、会議次第5の(2)、協議第55号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目13）を議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

総務専門部会長の西重でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、別冊2、協議第55号、協定項目13の条例、規則等の取扱いについて事前の説明をいたします。現在1市6町がそれぞれにその権限に属する事務を遂行したり、義務を課したり、権利を制限したりするために条例あるいは規則等を制定して様々な行政事務を行っております。これまでこの合併協議会で協議されてきました諸々の事務事業につきまして

もこれらの条例や規則等を制定して対応しているものがほとんどでございます。それでは、協議内容について説明いたします。協議内容は、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき次の区分により整理するとして、1点目が、合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの、2点目が合併後一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの、3点目が、合併後逐次制定し、施行させるものという3項目でございます。参考資料として1ページに現在の1市6町が備えております例規集の内容、2ページにただいま説明いたしました条例の施行方法による分類の具体例、3ページに関係法令の抜粋、4ページに先進事例をお示しいたしております。新市の条例や規則等の制定にあたっては、ただいま説明いたしましたように、また、2ページの参考資料にお示ししておりますように、三つの場合分けをいたしました。2ページの条例の施行方法による分類で再度説明いたします。2ページをお開きください。施行方法、(1)の専決処分（即時施行）であります。これは先ほどの1点目の合併時に即時制定し、施行させる必要があるものであります。公の施設の位置や組織に関するもの、職員の人事や給与に関するもの、使用料や手数料に関するものなどほとんどの条例、規則がこの分類に入ります。次が(2)の地方自治法施行令第3条に基づく暫定施行で、先ほどの2点目に申しました合併後一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるものであります。これは協議会における協議、調整結果により当分の間旧市町の条例を当該地域に適用するとされた条例等になります。次が(3)の議会議決（逐次施行）で、3点目に挙げました施行後逐次制定し、施行させるものであります。これは条例議案の提出権が首長にないもので、例えば、議会の組織や運営に関すること、あるいはこれまでの1市6町の条例等は新市発足と同時に失効いたしますが、新市において調整、統一が行われた場合には、現在における条例制定の場合と同様、新市長の判断で提案するものと議会に提案し、議決を得るもの、あるいは慣行関連に関する市の旗、市の紋章、市民憲章等の制定等が考えられます。本来条例の制定は議会の議決が必要であります。1点目の場合には、新市において合併当日に議会を招集し、議決を行っていただくことは到底不可能でありますので、市長職務執行者で条例の専決処分を行い、後日議会に報告するという手順、2点目は地方自治法施行令の規定によりそのまま施行できるものであります。この場合は何らかの形で公表し、市民に周知させる必要があると考えられます。3点目は、専決処分ではなく、議会で審議していただき、その後公布、施行という手順で取り扱うという以上3点の整理区分を提案させていただきました。以上、条例、規則等の取扱いについて説明いたしました。今回の協議はあくまで条例や規則等の取扱いの基本理念をお示ししたものであり、この基本理念を決定いただいた後は、協議会や幹事会、専門部会で調整された協議事項を具体的に条例化するため、今後1市6町のそれぞれの条例や規則等の内容を精査し、新市のものとして一本化する作業

に取り組んでいくこととなります。以上で事前提案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

失効するものはないんですか。参考事例で見ると失効するものというのがありますが、合併の中で失効するものは予想されますか。

○始良中央地区合併協議会総務分科会長（新町 貴）

合併と同時に失効するものも出てくるかと思えます。これはそのまま合併と同時にもう失効するという形になりまして、新市には引き継がれないということになります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

質問等がないようでございますので、ほかにないようでございますので、協議第55号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目13）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第56号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目17）を議題といたします。本件は事務局の方から提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、別冊3でございます、資料は。それでは、協議第56号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目17）の事前提案説明を事務局より行います。まず、公共的団体等とはどういうものかということの説明をさせていただいてから調整方針を提案いたしたいと思えます。8ページをお開けください。8ページの一番上に公共的団体等の、いいですか、一番上に公共的団体等の定義を記載しております。公共的団体等とは、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の更生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやすくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとなっております。これは8ページの中ほどにも書いておりますが、地方自治法の第157条の普通地方公共団体の長が指揮監督できる公共的団体等とその範囲を同じくするものでございます。また、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、一番下にありますけれども、合併特例法第16条第8項では「市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」とされております。

よって、これらに基づきまして今回合併に伴う公共的団体等の取扱いについての調整方針を提案いたします。表紙をご覧ください。協議第**56**号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目**17**）、公共的団体等の取扱いについて次のとおり協議を求める。公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、その在り方について以下の方針により調整に努める。

1 番目、1 市 6 町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。2 番、1 市 6 町において共通している団体又はこれに準ずる団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。3 番、1 市 6 町において共通している団体又はこれに準ずる団体で統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。4 番、各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。5 番、各市町独自の団体で公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要のある団体は、新市において調整する。平成**16**年 4 月**21**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、また、次の 1 ページから 7 ページまでの資料でございますが、各市町にどのような公共的団体があるかということを整理しております。1 市 6 町の公共的団体等の中に含まれるものは相当広範囲に及ぶものでございますが、また、すいません、8 ページをちょっと見ていただきたいと思います。8 ページの上から 2 番目でございますけれども、公共的団体等の取扱いとして協議する所に記載しておりますとおり、広範囲に及ぶ団体の中から大きく分けまして、設置に市町の意思が関与している団体、市町の区域をもって設置する旨の法的根拠を有する団体、あるいは市町の事業に大きく関与している団体、そのようなものを対象として各分科会、専門部会の方で取りまとめております。1 ページをご覧ください。具体的に 1 ページから 7 ページに分野別に記載しております。1 ページには、分野の所を縦にいきますけれども、交通安全、防犯、自衛隊、消防、自治会等を記載しております。この中で若干訂正がございます。1 ページの消防の欄ですけれども、本日正誤表をお配りしておりますので、確認をしていただきたいと思います。「婦人防火協力会」を挿入させていただいております。別紙でございます。確認をお願いいたします。それと 2 ページに国際交流、福祉、人権、そして 2 ページから 4 ページにかけて農業を書いております。2 ページのですね農業の所ですけれども、横川町の所で、上から農業の 3 番目ですけれども、「銘茶溝辺ブランド確立研究会」というのを横川町に書いておりましたので、すいません、これを溝辺町の方に移していただきたいと思います。農業の所です。すいません。2 ページから 4 ページにかけて農業を記載しております。それと 4 ページから 5 ページにかけて林業、水産、耕地を記載しております。そして 5 ページから 7 ページにかけて健康、環境衛生、学校教育、そして社会教育を書いております。7 ページに公営企業、商工、観光、選挙というように以上それぞれの分野別に公共的団体を整理いたしております。この中で特に、2 ページの

中ほどにありますけれども、社会福祉協議会、これにつきましては「地域福祉の推進を図ることを目的に1又は2以上の市町村の区域に設置する。」となっております。市町村合併時には統合する必要がございます。よって、1市6町社会福祉協議会につきましては、事業が多岐にわたり、量的にも多く、合併協議に時間を必要とすることから、昨年の7月30日に始良中央地区社会福祉協議会合併協議会を設置して、そして協議会の円滑な運営を図るために協議会に幹事会とか、行政連絡会、そして、また、実務者検討会を置いて現在統合に関する詳細な協議をされております。そして、また、7ページになりますけれども、7ページの中ほどにシルバー人材センターが書いてございます。これにつきましても「市町村の区域に1個に限り設置する。」となっております。社会福祉協議会と同様な立場から、今年の3月11日に始良中央地区シルバー人材センター統合協議会を設置して、協議会の円滑な運営を図るために協議会に幹事会とか、小委員会を置いて現在統合に関する詳細な協議をされております。今後、この先行する団体を除く関係団体の統合等の調整につきましては、協議会で調整方針を承認していただいた後、各分科会、専門部会を中心に調整方針に基づきまして調整をさせていただくこととなりますけれども、行政がすべて指導できる団体ばかりじゃございません。各団体の意向等も十分踏まえ調整を行うこととなります。そして、また、一番最後のページ、9ページですけれども、先進地事例も記載しております。以上、協議第56号、公共的団体等の取扱いについての提案説明です。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、この件につきましては何かご質問等ございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、次長の方から字句の説明の正誤表があったんですが、私どもの委員会です、2ページ、人権の所ですね、「部落開放同盟鹿児島県連合会隼人支部」というのがありますが、この「解放同盟」の「解」というのは、「開く」じゃなくて、「解く」という字ですので、ついでですので、申し上げておきます。1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、子ども会育成会とか、PTA連絡協議会というのが私ども始良郡全体でつくっているんですね。そういった始良郡でつくっているのと、新しくこういうふうには、6ページにPTA連絡協議会というのが入っているんですけども、こういったものとのその、新しく新市でおいてですねつくっていくということになると思うんですけども、その協議というのはどのように具体的に進められていくものでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほども言いましたけれども、次回承認をいただければ、調整方針に承認をいただ

ければ、担当する各分科会、専門部会で調整をさせていただくということになります。P T A連絡協議会等につきましてはですね、社会教育の方である程度今の現状等は、現状等については話をさせてもらった経緯もございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

よろしいですか。現状等について話をしたというのをちょっと分かんないんですけども、合併までに恐らくそういうふうに調整していくということを結果的に言われると思うんですが、例えば、財産、財産と言うんですかね、わずかのお金とか、そういったものもあるわけですよ。そういったものの協議というのはじゃあその専門部会の方でやるということになるんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

この公共的団体についての行政の関与の仕方につきましてはですね、先ほど地方自治法の**157**条に公共的団体等については行政の方は監督する権限があるようなことをうたわれておりますけれども、それからいけば行政が主体的になって各公共的団体等が合併しやすいようにですね努める、努力をする必要があるというふうに考えております。最終的には、先ほども言いましたように、各団体の意思になろうかと思いません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いいですか。調整はそれぞれの専門部会がしながら、各団体の意思を尊重して努めていきますよということじゃないかと思えます。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

この件につきましても次回協議をしていただくことになりましたが、それでは、ご質問等がないようでございますので、協議第**56**号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目**17**）は終わらせていただきます。次に、会議次第**5**の**(4)**、協議第**57**号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目**25-25-②**）を議題といたします。本件は公営企業等専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業等専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

それでは、公営企業部会の第**22**回資料別紙**4**、協議第**57**号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目**25-25-②**）を説明いたします。まず、これまでに協議、調整の経過を説明いたします。資料は**1**ページから**4**ページにありますように、国分市を除く各**6**町は、県下**75**町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立し、設立団体がそれぞれに支社となり単独で業務を行ってきております。出資金については記載のとおりでございます。分科会等においても単独で

いくのか、それとも支社方式でいくのか。いろいろとメリット、デメリットの意見が協議されました。結果といたしましては、1市6町の枠組みの中で国分市だけが単独方式であり、もし支社方式を選択した場合、当然民法上の定めにより国分市の公社は解散の手続きを行わなければならないこととなります。一口に解散と言っても、その手続き、清算完了に至るまで諸手続きを行わなければならないことなど相当の時間を必要とし、支社方式にするには合併までに時間的に無理があるという結論に達しました。また、資料の5ページにありますように、国分市が現段階で借入額を短期間に完済することは不可能ではなからうかというような以上のようなことに鑑み、国分市土地開発公社は、合併時以後に新市の土地開発公社への名称変更と債権、債務を引き継ぐ旨の定款変更を行い、各6町の支社は、本社に対して合併までに借入金を償還し、合併前日に脱退を行うのが原則であります。各支社の借入金の償還については、本社から合併時より1年以内に返還すればよいとの承諾を得ていること。また、残余財産についても新市に帰属する旨の議会の議決を得なければならないことからこのような調整方針になりました。それでは、協議を求める事項について申し上げます。誠に申し訳ないんですが、2の方の合併の日の前日までにという所の「の」と「まで」を消していただきたいと思っております。それと「各支社の残余財産は、新市土地開発公社」とありますが、土地開発公社を括弧でくくっていただきたいと思っております。それでは、説明いたします。協議第57号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目25-25-②）、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。2、鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併日前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務を合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借り入れをする。また、各支社の残余財産は、新市（土地開発公社）に帰属するものとする。平成16年4月21日提出のものを事前提案するものでございます。始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、よろしくご協議の上、ご審議くださるよう、また、決定くださるようよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業等専門部会から提案説明がございましたが、このことにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようでございますので、協議第57号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目25-25-②）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項につきましては終わらせていただきますが、この四つの案件に

つきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。次に、会議次第6のその他でございますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第23回合併協議会は、4月21日（水曜日）、今度は水曜日でございます。午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催をさせていただきますので、出席のほどよろしくお願いいたします。それから、本日配付いたしました幹事会名簿の資料のご説明を若干させていただきます。当日配付資料ということで幹事会名簿というのを本日お配りしております。1枚紙でございます。このA4、縦紙でございますけれども、でございますでしょうか。よろしいでしょうか。これにつきましては助役さんが、新しく助役さんが替わられたり、それから各市や町で4月の人事異動がございました。その関係で幹事さんの変更がございました部分につきまして最新の幹事会名簿をつくっております。網かけ部分に変更があった幹事さんでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。本日も長い時間にわたりまして熱心なご協議を賜りありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第22回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 3時51分」